

事案書（☒ 経営会議 ☐ 調整会議）

開催日：平成 26 年 1 月 21 日（金）

担当課：健康福祉部 障がい福祉課

件 名： 大和市障がい者福祉計画（障がい者福祉計画・障がい福祉計画）（骨子案）について	
提出理由：大和市障がい者福祉計画（障がい者福祉計画・障がい福祉計画）の策定にあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景等 - 本市では、障がいがある人一人ひとりが地域の一員として、安心して自立した生活を送ることができる地域社会を目指し、施策を推進するための指針として、平成 22 年 3 月に「大和市障がい者福祉計画（障がい者福祉計画・障がい福祉計画）」を策定した。 - 当該計画の期間が平成 26 年度をもって終了することから、次期計画を策定する必要がある。 2. 計画の概要 (1) 計画の位置づけ 「障がい者福祉計画」は、障害者基本法第 11 条に基づく計画で、障がい者施策全般にわたり取り組むべき方向性等を定めるもの。 「障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 88 条に基づく計画で、サービスの数値目標と見込み量等を明らかにするもの。 - 策定にあたっては、障害者基本法の理念や国の障害者基本計画、かながわ障害者計画などの内容を踏まえるとともに、第 8 次大和市総合計画や関連計画と整合を図るものとする。 (2) 計画期間 「障がい者福祉計画」は、平成 27 年度から 30 年度までの 4 年間とする。 「障がい福祉計画」は、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間とする。 (3) 基本理念 一人ひとりが、地域の一員として『私』らしく生活しているまち	(4) めざすまちの姿 - 総合計画における 3 つの健康領域に基づき、障がい者施策を通して実現をめざすまちの姿を掲げる。 ①心と体の健康 - 障がいの有無にかかわらず乳幼児期から高齢期まで一人ひとりがいつまでも元気でいられるまちづくりを推進する。 ②安全・安心・快適なまち - ユニバーサルデザインの視点に立ち、快適な都市空間が整うまちづくりを推進する。 - 市民、事業者、行政の連携による災害に強いまちづくりを推進する。 ③家庭と地域の健康 - 市民自ら地域の課題を主体的に解決できる環境を整えることで、人権が尊重され、共生が実感できるまちづくりを推進する。 (5) 方針 「めざすまちの姿」の実現に向けた、5 つの方針を立て、この方針を具現化するための 21 の施策を定める。 ①個人の尊重（権利擁護と差別の解消） ②支え合いによる地域福祉の推進（地域の受け皿づくり） ③ライフステージに応じた生活の支援（親なき後の生活支援） ④地域生活移行の推進 ⑤快適な生活空間の整備 (6) 障がい福祉計画 - 障害者総合支援法と前回計画の実績を踏まえ、福祉施設から地域生活への移行者数や一般就労への移行者数などの目標及び指定障害者福祉サービスなどの見込み量の設定を行う。
経 過 H26. 6～ 障がい者福祉計画審議会（4 回開催） 障害者自立支援協議会（定例会等 11 回開催） H26. 7～ 意識調査の実施（アンケート調査、ヒアリング調査）	今後の予定 H26. 12 障がい者福祉計画審議会（諮問） H26. 12～ 市民意見公募手続の実施 H27. 3 障がい者福祉計画審議会（答申） 障害者自立支援協議会 計画策定